

要 点 録

平成28年2月23日作成

会議の内容	平成27年度第2回島本町国民健康保険運営協議会		
会議の開催日時	平成27年2月5日（金） 午後2時～午後2時55分		
会議の開催場所	第4会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
事務局(担当課)	保険年金課	傍聴者数	1名
非公開の理由 （非公開の場合）会議の一部非公開を含む。			
出席委員	石上委員、宇城委員、豊島委員、中小路委員、東田委員、 中本委員、日高委員、水谷委員、玉利委員、濱田委員		
会議の議題	1. 平成28年度国民健康保険料賦課限度額の改正について(諮問) 2. 平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について （報告） 3. その他		
配布資料	資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

平成27年度第2回島本町国民健康保険運営協議会要点録

会長及び職務代行の選任について

事務局：委員が改選されたため会長及び職務代行の選任を行う。「国民健康保険法施行令」第5条及び「島本町国民健康保険運営協議会規則」第3条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっているが、いかがか。

委員：執行部に一任する。

事務局：事務局としては、会長には中本委員、職務代行には日高委員にお願いしたいと考えるがいかがか。

(異議なしとの声あり)

事務局：それでは会長は中本委員、職務代行は日高委員と決定する。
新会長に議事進行を交代する。

議題1. 平成28年度国民健康保険料賦課限度額の改正について

(町長から会長に別紙諮問書を提出)

会長： それでは、案件1「平成28年度国民健康保険料賦課限度額の改正について」を議題とする。事務局から説明願う。

(事務局から資料を基に説明)

会長： ご意見、ご質問はないか。

委員： 資料の賦課限度額改正に伴う影響であるが、記載されている影響世帯数、影響額というというのは、値上げになる世帯数と、それに対する増収分ということか。

事務局： 賦課限度額の上昇については、負担する割合を高所得の被保険者に高め、中間所得の被保険者の軽減を図るというものである。全体の国民健康保険料については変わりなく、増収というわけではない。

会長： 他に意見ないか。

(意見なし)

会長： ないようなので平成28年度国民健康保険料賦課限度額の改正について、

運営協議会規則第6条により、委員の決議を求める。国民健康保険料賦課限度額の改正について、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

会 長： 挙手全員であるので、国民健康保険料賦課限度額の改正について、その内容を妥当なものとして認め、答申することとしてよいか。

(異議なしの声あり)

議題2. 平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について (報告)

会 長： 事務局より報告願う。

(事務局から資料を基に報告)

会 長： ご意見、ご質問はないか。

委 員： 国民健康保険料が減っているのはなぜか、前期高齢者交付金が増えているのはなぜか、その他一般会計繰入金の説明を願う。

事務局： 国民健康保険料については、当初予算で平成27年と平成28年を比較すると、1,089万円ほど減額となっている。しかし当初予算ではなく現計予算では平成27年度においては約7億5,000万円となっており、平成27年度現計予算と平成28年度当初予算で比較すると約1,600万円の増額となっている。実際に被保険者が負担する保険料の額については、今の被保険者の状況のままであると値上げになる。

次に前期高齢者交付金であるが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費に係る財政調整制度である。保険者によっては高齢者の占める割合が偏ることから、現役世代の加入している健康保険から支払基金に拠出金を支払い、交付金として国民健康保険に交付されているような制度である。

この交付金は、国民健康保険に加入している前期高齢者の医療費や人数によって金額が決まってくるものである。島本町国民健康保険では、2年前と比較すると、被保険者のうち前期高齢者の占める割合が6パーセントほど増加している。前期高齢者が増えるということは高齢化率が高まっているということで、一人当たり医療費も多くかかるため、交付金額についても増額となっているものである。

次に、その他一般会計繰入金についてであるが、島本町で行っている地方単独事業により、医療費の補助を行うことによって、国からの交付金が減額となるペナルティがある。厚生労働省の通知に基づき、減額された交付金額

について、一般会計から補てんするために繰入しているものである。金額は平成28年度で414万6,000円、平成27年度では328万4,000円、予算全体に占める割合は、約1.3%となっている。

委員： 歳出の保険事業費についてであるが、健康診断のための予算であるか。

事務局： 国民健康保険に加入している被保険者が、町で実施している各種がん検診を受診する場合、その個人負担金について、国民健康保険の保健事業費として支出をしている。がん検診等の受診を勧奨することで、早期発見を目的として実施をしている。国民健康保険の被保険者の健康増進に努めることは、国民健康保険の健全な運営に寄与するものと考えている。

委員： 元気で暮らせる健康寿命を延ばすことも、この事業の目的だと考える。健康に生活できる期間を延ばすような予防的な事業を取り入れたらどうか。

事務局： 指摘のとおり、疾病を予防し、健康づくりを進めていくというのは非常に重要なことであり、被保険者の理解を深めていかなくてはいけないと考えている。毎年福祉大会の時に、大阪府国民健康保険団体連合会の協力のもと、骨密度測定の実施や、健康づくりのコーナーを設置等、健康啓発を行っている。また、レセプトや健診結果に基づく保健指導を行うためデータヘルス計画を策定しており、疾病の傾向等の分析を踏まえ、健康づくりをより推進していく必要があると考えている。

委員： お年寄りも社会参加できるような環境づくりをすることで、予防意識を高めることができると考えているので、検診だけでなく、そういった意識改革につながる事業があれば取り組んでいただきたい。

委員： 療養諸費が5%、高額療養費が15.6%伸びているが平成28年度の診療報酬改定がマイナスであるのに給付が伸びているのは何か理由があるのか

事務局： 当初予算の比較では療養諸費5%の増額となっているが平成27年度の補正予算において保険給付費において5,000万円の増額補正を行っている。補正後の予算で比較すると、療養諸費で約4.8%、高額療養費で約8%の増額となっている。平成28年度予算については過去5年間の医療費実績と平成27年度補正後の予算の伸び率を勘案して計上している。

委員： 第三者行為の徴収金について、島本では第三者行為に係る求償をどの程度把握・対応しているのか

事務局： 第三者行為の求償とは交通事故等で保険給付を行った際に、相手方・相手方の保険に求償を行うものである。

島本ではレセプトを全件確認しており、第三者行為の疑いのあるレセプトについては、被保険者に第三者行為傷病届の手続き勧奨を行っており、申請漏れがないよう、努めている。また金額については過去の実績から500万円で予算計上している。

委員： 第三者行為について、任意保険について求償していると思うが、任意保険のない場合の取扱はどうなるのか

事務局： 任意保険のない場合については、自賠責保険に求償する。交通事故でもひき逃げ等相手方が特定できない場合については求償不可となるケースもある。

議題3. その他

事務局： 特になし。

会長： 委員から何かあるか。

委員： 国保の滞納者について資格証の発行は何件あるか。

事務局： 資格証の発行はない。納付状況に応じて短期証の交付を行っている。

会長： 他にないか。

(意見なし)

会長： 意見も出つくしたようなので、本日の会議を閉会する。